（令和8年6月時点）

医療機関・薬局の受付では、
マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「**マイナ保険証**」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は「**資格確認書**」をご提示ください。

マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- **過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる**
- **突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる**
- **救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される**
- **カードを取り出すことなくスマホで受付ができる**

※ 準備の整った半数以上の施設で使えます。未対応施設では実物のマイナンバーカードをご利用ください。

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが
広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？

A. **マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。**

また、カード裏面のマイナンバー（12桁）を知られただけでは悪用されません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、
ご本人の同意があった場合のみ、受けている治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？

A. **顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した
暗証番号を代理人が入力することなどで受付することができます。
待合スペース等にいるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、
職員が目視で確認する本人確認も可能です。**





それでもマイナ保険証ではなく別の方法で
受診したいときはどうすればいいの？

詳しくは裏面に

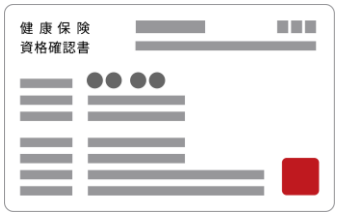
マイナ保険証をお持ちでなくても
資格確認書によりこれまで通り医療にかかれます

マイナ保険証を使わない場合の受診方法

- マイナ保険証をお持ちでない方は、「**資格確認書**」でもこれまで通り医療にかかることができます。

一部様式例　※ 保険者によって様式・発行形態が異なります。

＜カード型イメージ＞



＜はがき型イメージ＞



- **マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていない方**には、**「資格確認書」を申請によらずお届けします。**
 なお、すでに利用登録されている方であっても、解除された方には同様にお届けします。

- **マイナ保険証を持っていても、マイナンバーカードでの受診が困難な方（ご高齢の方、障害のある方等）**は、**申請いただくことで、資格確認書を交付**します。（更新時の申請は不要）

- 病態の変化などにより、顔認証付きカードリーダーを上手く使えなくなった場合、資格確認書をご使用ください。従来の健康保険証と同様、親族等の法定代理人や、介助者等による代理申請も可能です。

- 後期高齢者医療制度にご加入の方には、令和8年7月末まで有効な資格確認書を交付しています。
 令和8年8月以降の資格確認書の交付等に関する詳細は、ご加入の後期高齢者医療広域連合からの情報をご確認ください。

マイナ保険証をぜひご利用ください



**マイナ保険証の利用登録をしていなくても、
医療機関・薬局にマイナンバーカードを
お持ちいただくと、その場で登録のうえ利用できます。
資格確認書をご利用中の方も利用できます。
ぜひ、メリットがたくさんのマイナ保険証をご利用ください！**



※ マイナポータルや、セブン銀行ATMからも登録可能

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178（マイナンバー）
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間（年末年始を除く）
平　日：9時30分～20時00分
土日祝：9時30分～17時30分

マイナンバーカードの健康保険証利用についてもっと知りたい方はこちら

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare